

平成24年5月18日
全国和菓子協会
専務理事 藪 光 生

食品表示を考える 食品表示の一元化と適用範囲の拡大を めぐる議論についての意見要旨

1. 表示一元化について

- 目的の異なる食品衛生法、JAS法などに関して、指導、監視、等は従来どおりそれぞれを管轄する省が行う中で、なぜ表示のみを一元化しなければならないのか明確な根拠が示されていない。
- 多様な考え方や、困難がある中で、はじめに法案提出時期ありきの拙速な進め方を何故しなければならないのか？疑問を感じざるを得ない。

2. 表示のあり方について

- 表示について誰もが求めるのは「見やすい表示」であり、義務表示事項の拡大は、それに逆行するものである。
- 個包装化が進み、表示可能面積が小さくなっている中で、義務表示事項を拡大することは物理的困難があるばかりでなく、かえって「見にくい表示」になってしまうことになり適当でない。
- 食品表示をWEBサイトやQRコードから読み取る方法で表示することが議論されているが、表示は商品を手にとった時点で確認出来るものでなければ意味がなく、本末転倒の議論である。
- 消費者の求める表示事項は人により千差万別で、その内容は多岐にわたり、その全てに対応することは物理的に困難である。また、多くの人が求める「見やすい表示」とするためには、義務表示事項は必要最小限にとどめておくべきであり、それ以外のものについては任意表示とすることが良いと考える。

3. 原料原産地表示義務拡大について

- 原料とする中間加工品等は様々な事情により原産地が頻繁に変更されるものであり、原産地表示を行うことに困難がある。

- 輸入加工食品に原産地表示がない中で、国内産品にのみ義務表示を拡大するのは不合理である。
- 和菓子産業は季節要因により製造する商品が異なることや、少量多品種の製造を余儀なくされており、多種類の材料を用いるうえ、頻繁に材料を変更しなければならないため、原産地表示を行うことに困難がある。また、事務量が増加することや多種類の包装材料の用意が必要となり、経営を圧迫する要因となる。

4. 栄養成分表示義務化について

- 消費者庁の提出資料によると、菓子類において 95.7%もの任意の栄養成分表示があるとされているが、実態と乖離した乱暴な資料である。
- 国民の食生活は家庭内調理を中心にして、中食、外食、加工食品によって成り立っているが、その中で、加工食品についてのみ栄養成分表示を課すことの合理的理由がない。
- 現在の任意表示においては 20%の誤差が認められているが、その様な不正確なものを義務表示とすることにより大きな誤解を招きかねず、また正確性が求められる表示として不適當である。
- 和菓子の製造に当たっては、季節、天候要因による配合の変化や、用いる原料により栄養成分は常に変化することになり、表示の正確性を担保することはできない。

5. その他

- 日本の食品加工業は、中小零細事業者が多く存在し、(菓子業界の場合約 5 万軒)それ等の事業者は地域経済や生活文化に、そして国民の豊かな食生活の維持に大きな役割をはたしているが、その様な小零細事業者が大きな負担を求められることにより、経営の存続が危ぶまれる事態が生じることは、地域経済にとって大きな損失ともなりかねない。そのため負担の大きい義務化拡大は止めるべきである。
- 表示は正しく理解されてこそ、意味があるものだが、まだ食べられる食品が捨てられてしまう現実があるなど、正しい理解が得られていないと思われることが多々ある。消費者庁は消費者の権利や保護を声高に言うだけでなく、消費者教育にもそれ等と同様に力を注ぐべきである。

以上